

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第二項の業務区域の拡張の許可については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第五十七号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは、「業務区域」とし、有線放送電話に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」と、第三条(業務の許可)の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項」とあるのは、第五条第二項とする。

(著作権法の一部改正)

第三十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「第二条の第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、第十四条第三項第三号」を「第十四条第三項第二号」に改める。
第九十九条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

第九十九条第五項ただし書及び第百三条中「第九十九条の二」を「第九十九条の二第一項」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第三十一条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「電気通信役務をいう」の下に、「以下この号において同じ」を加え、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く」に改め、同条第五項中「有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に改める。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」を「及び」に、「規定する放送をいう」に改め、及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ)を削り、同条第二項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改め、同条第四項第三号中「放送又は有線放送の」を削る。

(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの」を「同条第二号に規定する基幹放送(同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く)であるもの」に改め、同条第二項第一号中「電波法」の下に「(昭和二十五年法律第三十一号)」を加える。

(独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第九条第五項」を「第二十条第五項」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「無線局により」を「無線局を用いて」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第三十五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条の二十九」の下に「(同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く)」を、「及び第三項」の下に「(第一号を除く)」を加える。

(放送大学学園法の一部改正)

第三十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「放送等」を「放送」に改め、「放送及び」を削り、「第二条第三号の五」を「第二条第一号」に、「委託放送業務」を「放送(同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る)」に改める。

第三条並びに第四条第一項第二号及び第二項中「放送等」を「放送」に改める。
第五条第一項第二号中「第十六条第三項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

第二十一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。
(電波法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二条第三号の二」を「第二条第二十六号」に改め、その他の放送公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ)の事業を行う者」を削る。

第百五十六条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。
第百八十三条の表第七号第二項の項を削る。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九条」を「第九条第一号」に改める。
(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第四十条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百四条を次のように改める。

(国民投票に関する放送についての留意)

第百四条 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第一条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ)を除く。次条において同じ)は、国民投票に関する放送については、放送法第四条第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

第百五条中「一般放送事業者等」を「放送事業者」に改める。

第百六条第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ)に、「放送法第二条第二号の三」を「同条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に改め、同条第四項及び第八項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。